

【お知らせ】北谷町国民健康保険に加入している方へ

高額療養費支給申請手続の簡素化（自動振込）をはじめます！

高額療養費の支給申請手続きとして、これまで対象月ごとに申請書をご提出いただいております。令和7年8月通知分からは、簡素化（自動振込）の申請をしていただくことで、次回以降の高額療養費の支給申請手続きが不要となり、指定した口座に自動的に振り込まれます。



★申請方法

窓口または郵送にて、初回のみ下記の書類をご提出ください。

- 高額療養費支給申請書
- 国民健康保険高額療養費支給申請簡素化申請書兼同意書

※簡素化（自動振込）の申請書の提出以前に送付された高額療養費支給申請書は、簡素化の対象にはなりません。これまでどおり、支給申請手続が必要です。

★支給方法

高額療養費を支給する場合は、指定口座へ自動振込いたします。

支給金額や振込日については、「支給決定通知書」にてご確認をお願いします。

支給がない場合は、通知書の発送はありません。

診療月の約半年後に振込予定ですが、審査等により遅れる場合があります。

★簡素化（自動振込）が停止になる場合

- 国民健康保険税に滞納がある場合
- 指定口座に振り込みできない場合
- 世帯主の変更または死亡した場合
- 上記のほか、申請内容に偽り、その他不正があった場合

【お問い合わせ】

北谷町役場 保健衛生課 国民健康保険係
電話：098-936-1234（内線 2413・2414）